

第3回『日本語教育の質の向上の仕組みに関する有識者会議』議事録

開催日時：令和4年8月3日（水）

15時00分～17時00分

〔出席者〕

（委員）西原座長、伊東座長代理、大日向委員、神吉委員、川口委員、佐々木委員、田尻委員、西村委員、浜田委員、札幌委員、前田委員、山口委員、加藤委員、石坂委員

（文化庁）杉浦次長、中原審議官、圓入国語課長、中村地域日本語教育推進室長、伊藤国語課長補佐、三浦地域日本語教育推進室長補佐、増田日本語教育調査官 他

※西原座長及び事務局は、文化庁特別会議室にて参加。

〔配布資料〕

【資料1】有識者会議における検討の方向性に関する事項・別紙参考資料

【参考資料1】認証・自己点検・情報公表等に関する参照条文

【参考資料2】日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）

～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～（令和3年8月）

【参考資料3】日本語教育関係 参考データ集

○西原座長

只今から、第3回日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議を開催いたします。本日は新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、オンライン開催とさせていただきます。御発言いただく際には、挙手いただければと存じます。こちらから指名させていただきますので、御名前を仰っていただいて、御発言ください。また、本日の会議は、オンラインで公開しておりますので、予め御承知おきください。

本日は、議事（1）として、日本語教育機関の認定基準等の御議論、議事（2）として、その他になります。まず事務局より、委員の皆さまの御出席の状況と、本日の資料の確認をお願いします。

○圓入国語課長

本日は全ての委員の皆さまに、御出席をいただいております。文化庁次長の杉浦は公務のため、途中で退席いたします。また、事務局に異動がございましたので、御報告させていただきます。

だきたいと思います。8月1日付で、地域日本語教育推進室長として中村 明雄が着任しました。

○中村地域日本語教育推進室長

8月1日付で地域日本語教育推進室長を拝命いたしました中村でございます。宜しくお願いします。

○西原座長

それでは、本日の議題に入ります。議題（1）日本語教育機関の認定基準等について、事務局から御説明をお願いしますが、資料の分量が大変多いので、区切って議論をしていただければと思います。まずは基本的な考え方について、事務局より説明をお願いします。

○圓入国語課長

1 ページ目は、今後の御議論のために用意しました。目次が列挙されていますが、赤字で冒頭書いておりますが、これまでの議論の積み重ねということで、たたき台として御用意したものです。最後の行に書いておりますが、本有識者会議では、大きな方向性から具体的なレベルでも今後の検討の方向性の御意見をいただき、まとめさせていただきたいと思っておりますが、第1回目に申し上げたように、その後さらに専門的な御知見から、文化審議会の日本語教育小委員会においても議論をしていただきたいと考えております。宜しくお願いいたします。

2～4 ページは、第1回、第2回でヒアリングもさせていただき、参考資料も踏まえて、現状、課題、背景をまとめさせていただいたものです。本日は省略をさせていただきます。

6 ページ以降も、1回目、2回目で御説明させていただいたことを、まとめさせていただきました。6 ページの方は、これまでのキーでございますので、御存じの方もいるかと思いますが、改めて書かせていただきました。日本語教育の推進法について、①・②・③・④、最初の②、その二点を書いております。この理念も踏まえながら、外国人が希望する日本語学習の目的やレベルが多様化している中で、認定を受け、日本語教育の質が確保された日本語教育機関を可視化し、これらの活用を促進するための情報発信の仕組みということが1つ目、国家資格を有する日本語教師が社会的に認知され活躍することが可能になる仕組みということで、この度提案をさせていただく方向性です。併せて、現状、ボランティアの方々にも支えていただいている地域の日本語教育がございますが、地方自治体、国際交流団体、経済団体の方々の御協力をいただきながら、生活者、就労者としての外国人に対する日本語教育の充実を図るということで、全体像を分かりやすくまとめさせていただきたいと考えております。

7 ページも認定制度ということで、前回御説明させていただいたところですので、御覧いただければと思います。

本日御議論いただきたいのは8ページからで、基本的な考え方ということで、まとめさせていただきます。①の最初のマル、日本語教育の認定基準は、推進法において、「日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない」となっております。また、基本的な方針ということで、令和2年に閣議決定をいただきました中にも記載されておりますが、その目指すべきところ、「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある」ということで、ここでは自立した言語使用者として必要な習得レベル、目標ということが大きく示されていたかと思えます。こういったことを大前提として、「留学」や「就労」、「生活」という検討を進めていくことが、令和3年度までに御議論いただいたことだったと思えます。

4つ目のマルは、その際、日本語教育の特性を踏まえつつ、あるべき姿ということですが、現行の制度で、専修学校、各種学校、株式会社立、様々な日本語教育機関がございますが、法務省告示校で認められてきた中で、運用実績、成果、課題が見えてきているのではないかと思います。課題の改善も含め、教育の質の維持向上を目指した基準ということで検討していくという大前提ということになりますが、改めて記載させていただきました。

その次、なお、認定基準を満たせば設置者の種別や機関の施設種別は問わずに認定を受けられる制度とし、例えば、地方自治体が生活者を対象とした場合や、大学の別科についても留学生を対象に専ら日本語教育を実施する場合でも、認定機関として対象にさせていただくということを、改めて記載させていただいております。これは令和3年の報告書でも対象範囲が記載されて、それを念頭に具体的な基準も提示されていたかと思えます。

その上で9ページ、認定基準の基本的な構造ということで、全体構造はこのような形で、本日は議論を進めていただければと思います。ここで一旦区切らせていただきます。

○西原座長

昨年度から続けて議論してきたことのまとめとして整理していただいたことになるかと思いますが、9ページを御覧いただきますと3つのマルがありますが、基本的な構造というところに注目していただきたいと思えます。そのことに関連して、御質問、御確認等ございますか。

○田尻委員

この会議で扱うことですが、8ページを見ていますが、「自立した言語使用者」と何度も出てきていて、当然ながらこれを目安にしますが、細かなことは小委員会でやる。この会議では、どの程度まで方向性の発言ができるか。「留学」以外に、「就労」と「生活」も入っており、これは大変大事な視点なので、各省庁間の連携については、ぜひしてほしいというのは言えるのか、言えないのか、方向性で書けるのか。その言葉までは言っていないのか、これ

が基本的な考え方なので、この会議で扱う内容にも関わるので、最初に御質問させていただきました。

○西原座長

今のご発言は、この会議がどのような連携のもとに方向性を打ち出していくのかということであると思いますが、事務局からは何かございますか。

○圓入国語課長

6 ページの最初のマル、方向性としては、おそらく3番だと思いますが、日本語教育につきましては、基本的な方針の議論のときに、例えば教育以外にも労働や出入国管理、その他の関連施設等との有機的な連携を図るという方向性はもう出ておりますので、具体的にさらに新しい制度ができた暁には、どのような連携が望ましいかというところまで、御意見もいただきながらまとめさせていただければと思います。その内容につきましては、関係省庁が日本語教育推進法に基づく日本語教育推進会議という会議体がございますので、メンバーの方々にも御相談しながら、当面すぐできること、中長期的なことはあるかと思いますが、ぜひ参考にさせていただきたいと思いますので、具体的な御意見も方向性としていただければと考えております。

○西原座長

省庁会議のメンバーとしては、文科省、文化庁、法務省 入国管理局、厚労省、外務省と一緒に、大きな方向性については既に議論している。しかし総合的に考えて、この有識者会議でも出していく方向性があるはずなので、そこに向けて積極的な御意見をいただくことは十分あり得るということだと思いますが、田尻委員、それでよろしいでしょうか。

○田尻委員

その程度のことは喋っていいんだなということでした。

○神吉委員

認定基準の基本的な考え方で、「現行の法務省告示基準などを参考に」とありますが、私が誤解していたら申し訳ないですが、前提として進学予備教育のために日本に来る人たちを主たる対象にしているのが、現実だと思います。例えば、サマーコースに1か月来るといふものは、主たる対象になっていないと思いますが、留学生の受け入れの政策を幅広く考えたときに、何年もいる人もいるでしょうが、もっと人が還流していくような留学生政策が、今、大学等でも進んでいると思いますが、現状のものを基準にしたときに、そういうところにすごく制約がかかるのではないかと懸念しますが、その点はいかがでしょう。

○西原座長

これから決めようとしていることは、法務省の基準とは違うわけですが、具体的にどの方向で違うかということは、事務局より説明をお願いします。

○圓入国語課長

参考資料1ということでお配りはさせていただいておりますが、ここには法務省告示校、専修学校、各種学校、大学とあくまで参考ということで、学校教育法ではございますが、基準をお配りさせていただきました。ここで書かせていただいたことは、今までの基準に基づいて、専ら日本語教育を行う日本語教育機関の皆さまの実績といたしますか、そういう積み重ねも大事にしたいということで、それらを参考にとという形で、少し触れさせていただいています。別のものを考えるということではございますし、そうは言いますが、在留資格との関係で、法務省と相談をしながら連携をしていくという1つの方向性もございますので、そこも念頭に御意見をいただきたいということと、それから、先程、神吉委員が仰ったサマースクール1か月というところは、告示の審査において確認をさせていただくことは、特に行っていないと思いますので、もしその方がいい、そこまで見るのかどうかという御意見も含めて頂戴できればと思います。

○西原座長

「留学」という文言について、日本語学校が主たるターゲットとなる法務省の考えるところは、この有識者会議のターゲットは少し違うということによろしいでしょうか。

○佐々木委員

神吉委員が仰ったことと連動していると思いますが、「留学」といっても、みんながみんな日本の大学、専門学校に入学するための予備教育を受けたいという留学ではなくなってきているんですね。今は、語学留学で1年間だけ日本語を勉強したいとか、半年だけやって就職したいとか、色々な形が出てきています。ですから、期間にしても、法務省の告示基準に縛られない方向が必要なものがあると思いますし、それでもなおかつ教育の質保証ということで、これは譲れない、もっと充実させなければいけない項目もあると感じています。

○西原座長

告示基準というのが前提になっているような誤解が生じていると思いますが、この有識者会議がターゲットとするところは、もう少し多様な形式の「留学」もフォーカスすると同時に、認定に関しては、大きな意味での「留学」に対応する機関を見ていくこととなりますので、告示基準に縛られ過ぎると方向性を見失うということではないかと思っています。

○圓入国語課長

後程 13 ページのところで、そういった御意見も頂戴したいと思いますので、宜しくお願いします。

○加藤委員

成果に関しては、8 ページの 5 つ目のマルの所で、「認定基準を満たせば設置者の種別や機関の施設種別は問わずに認定を受けられる制度」というところは、その下に地方自治体や別科のことが書いてあるのに加え、日本語教育機関についても、このように書かれるのは、改めて今までのものが踏襲されているということで良かったと思うところです。

課題に関しては、4 つ目の所に、「日本語教育の特性を踏まえつつ」という文言が何回か出てきますので、恐らく今後、このことを前提に書かれていくのだろうと思いますが、一方、9 ページには簡単に「基本的な構造」とだけ書かれています。語学学校というのは、いわゆる学校とは違う特性があるので、今回そこがブレずにいければいいなと思っています。

語学学校は、特に生活者などと違うところでいうと、マーケットが世界にあるわけなので、国内だけを見るのではなく、世界で他の語学教育がどのように行われているかを見るのが重要です。そこで日本語がどういう立ち位置にあるかを理解して、そして留学生が日本に来るようにしていくことが大事です。これからぜひ世界の語学教育も参考にしながら論議が進んでいくといいと思います。

○西原座長

ありがとうございました。続いて 10 ページからの説明を宜しくお願いします。

○圓入国語課長

10～15 ページの説明をさせていただきます。③具体的な審査基準の方向性です。基本的に押さえていきたいところを、個別に書かせていただきました。総則につきましては、個別の確認項目を規定する前提として、社会の要請に応じ、認定日本語教育機関の目的を達成するため、機関が「留学」、「就労」、「生活」類型に係る日本語教育の適切な目的・目標を定め組織的な教育を行うことであるということを、前提として確認させていただいております。認定基準はあくまで最低基準であり、その教育水準の維持向上に努めることを規定することです。最低基準ということですので、それ以上の教育内容、方法は、ぜひ特色を目的に応じて出していただければという性質のものであるということを、改めてここに記載をさせていただきました。

収容定員等は、どのような教育を行うかということに係ってくると思いますが、それに対して、生徒数、必要な教員数をどのように考えるかということだと思います。日本語教育の質を担保するためには、その特性を踏まえた生徒の数が教員数や施設・設備等の条件に対し

て適正であることが必要だと考えております。他の専修学校・各種学校設置基準や法務省告示基準と全く同じにしたいということではなく、これまでの実績なども参考にとという意味で、ここに触れさせていただいておりますが、教員数や施設・設備等を考慮して適正な収容定員はどのように定めるのかということです。生徒数 20 人以下という規定が、告示基準としてはございますが、ふさわしい教育のあり方に伴い、どのようなクラスサイズかということかと思えます。次のポツは、今の告示にも記載されておりますが、初年度は一定の上限を設けることと書いていますが、今の告示の中では、初年度の開設にあたっては 100 人という数が記載されております。増員についてもその規模や頻度について制限を設けるということで、ある程度のクラス、規模ということでイメージしながら、現行制度が運用されてきたということかと思えます。

機関全体の収容定員だけでなく、同時に授業を受ける生徒の数は 20 人以下ということで、現行は運用されていると思えますが、生徒一人一人と教員が向き合える環境を確保するというので、先程、加藤委員からも、語学教育のあるべき姿という御意見をいただきました。ふさわしい一定人数ということで、一定の目安を設けさせていただいてはどうかということで、記載させていただきました。参考資料 1 も御参照いただきながら、議論をいただければと思えます。他の学校の認可基準ということでの 1 つの大きな柱がどのような構造になっているかということが、これで御覧いただけるかと思えます。

11 ページ、教員については、授業を担当する教員はすべて国家資格保有者でなければならないこととして、その質を担保することにつきましては、各機関における教員の数や教員組織の体制なども教育の質を担保する上であわせて重要な要素であるため、認定基準で確認させていただければと考えております。教育組織につきましては、機関全体を管理する校長について、これまでの審査などを参考に、これまでの実績や課題についても念頭に置きながら、先生方から御意見をいただきたいと思えます。現行としては全体をまとめていただく主任教員や生活指導担当の方々を置いて、学校の運営にあたっていただいているという現状は、これまでの運用につきましても一定の効果ということで、実績を出してきていただいていると思えますので、そういった体制につきましても、確認をさせていただいてはどうかと考えております。また、教員の数や授業担当時間数の上限も、これも教育の質を確保するという観点からの上限ということですので、それをどのように考えるかということで、今、25 という数字で運用されていると思えますが、御意見をいただければと思えます。

施設・設備につきましては、これも教育の質を担保するためには、生徒数に見合った広さを持つ校舎が確保され、教育活動に必要な施設・設備が設けられていることが大前提かと思っております。これも他の基準も参考にしながら、生徒数に応じた校舎、教室の面積の確保と併せて、教育に不可欠な施設・設備の設置がどのようなものであるべきかということかと思えます。

また、教育を安定的、継続的に実施することが重要かと思えますが、そのための校地・校舎、設置者の自己所有なのか、またはそれに準ずるという扱いで、これまでも実施されてい

る面がございますが、それをどのように考えるかということもあろうかと思ひます。ここには記載していませんが、今、「留学」ということを念頭に、かなりこういった運用がされてきたと思ひますが、別途、「生活」、「就労」のあり方については、その特性も踏まえた御意見などもいただきたいと思ひます。

入学者の募集等ですが、入学者の募集や選考が適正に実施されることは、各機関の教育の目的や目標に即した適切な教育活動が実施される上で重要であるとともに、生徒にとっても個々のニーズに合った機関を選択する上で重要なものとなります。このため、入学者の募集にあたっての情報提供や記録の保存等に関する事項について、これまでの積み上げもござひますが、課題も含めて御意見をいただき、規定を検討させていただきたいと思ひていひます。

さらに、我が国への外国人留学生の適正な入国を担保する観点から、現行の法務省告示基準において定められた入学者の募集や選抜に関する基準と同様にと書きましたが、ここも参考にしながら基準を定めるということがあろうかと思ひます。在留管理をされている入管法に基づいて、在留管理を担っている入管庁が定めることもあろうかと思ひます。ここは方向性をいただきながら、入管庁とも相談を丁寧に行なひながら、検討を進めたいと考えております。なお、入学者の募集や選抜については、「就労」や「生活」類型の機関については、選抜は実施しないということで、ニーズに合わせて検討していきたいと考えております。

生徒への教育及び生活上の支援体制です。今の生活支援体制が重要だと考えておりますし、在留管理の観点からも、入管庁と相談しながら検討していきたいと考えております。その観点を3つほど書いていますが、現行運用されてきたものを参考に、3つほど書かせていただきております。「留学」ということで、こういったことを書いておりますが、「就労」、「生活」においては、「留学」のように適用しなくてもいいのではないかとということで書かせていただきておりますが、それ以外にも必要なことがあれば、御意見をいただければと考えております。

教育の内容・方法等に関する評価ですが、教育課程が一番重要な要素だと思ひますが、自立した言語使用者を育成することが推進法の理念で謳われていると先程申し上げましたが、ここについては、どういったものを目指すのかということで、求められる習得レベル、それについては必要な授業日数を伴うことになると思ひますので、御意見をいただければと思ひます。参考資料3のデータ集、18、19 ページを御覧いただきながら、日本語教育の参照枠の習得レベルと、イメージでござひますが、各日本語教育機関の現行の習得レベルのイメージということで、資料をお付けしてありますので、御参照いただければと思ひます。留学類型の機関であっても、留学生ということで、予備教育というだけではなく、日本での就職や、場合によっては自己研鑽という多様な目的ということで、留学生の多様化が進んでいひということもござひますので、それに応じて教育課程の目的・目標はどのように考えたらいひのかということは、御意見ござひましたら、議論させていただけたらどうかと考えております。その上で、教育課程の外形については、修業期間、授業時間数、単位時間等につ

いて、これまでの運用実績を踏まえながら、規定を検討させていただければと考えております。根幹に関わるような教育内容・方法につきましては、さらにこの有識者会議で方向性をいただきましたら、審議会の方でも議論を継続させていただきたいと考えております。

機関が自ら教育活動等の質を維持・向上するための体制について、前回も内部質保証の仕組みということで御意見いただきましたので、そういったことも書かせていただきました。

さらに財政的な資源がきちんと教育に活用されているかということですが、そういった観点で、適正に財政運用を行うということの確認も、どのような確認が必要かということも、改めて御意見いただければと思います。※部分でも書きましたように、教育の継続性・安定性の観点から、原則として、機関の廃止や譲渡は少なくとも一定期間行わないということも、御意見いただいておりますので、新しい観点なども、運用も含めて御意見いただいて、検討させていただければと思います。

14 ページ④が、「留学」とは個別に、新しい基準になりますので、留意点も含めて、方向性について御意見いただければと思います。就労、生活類型につきましては、「留学」とは異なりますので、基準を設けて、それを評価していくという意味での蓄積はまだないということですが、昨年の協力者会議でも色々と御提案いただいておりますので、そういったものをベースに、段階的に実績を積み上げていくような、そういった基準を検討いただけたらどうかと考えております。また、就労、生活類型の機関については、学習者が毎日まとまった時間の学習を行うというよりは、それぞれのニーズがございまして、週何時間とか、御要望があったかと思いますが、そういう状況を考えますと、より多様な形態の機関が存在する現状も踏まえて、留学類型の認定基準をそのまま適用することは難しいという主旨で書かせていただきました。このため、認定制度の開始直後においては、「就労」や「生活」の特性を踏まえた教育課程や教員、施設・設備に関する一部の基準について別の基準を定め、多様な機関が認定を受けられるように配慮するというところで検討を進めてはどうかと書かせていただいております。

昨年の報告では、生活類型については、法務省告示校を含む多様な主体が担っている現状がございまして、都道府県・政令指定都市が主体となる機関以外の設置についても、必要な日本語教育の体制整備について一定の要件を備えた機関を認定の対象としてはどうかと書かせていただきました。就労類型の機関は、地域の実情に応じて、外国人を雇用する事業主その他関係者との連携が必要ではないかということ、ヒアリングの中でも感じましたので、教育課程の編成のあり方につきましても、相当の実績がそれぞれあるかどうかと思いますが、そういったものを基にしながら、連携体制を確保しながらということでの議事を検討してはどうかということで、書かせていただいております。

生活類型につきましては、他の設置主体が設置者となる日本語教育機関が、地方公共団体と連携した教育課程の編成ということがあろうかと考えております。参考資料でも付けましたが、昨年度自治体の皆さまにヒアリングさせていただいたときに、ボランティアの方々を中心とした地域日本語教室だけでは限界があるということで、専門性の高い日本語教育

機関、資格を有している方々との連携という御要望もたくさんいただいております。そういったことも踏まえながら、連携体制ということも改めて御意見をいただけたらと考えております。

(2) 認定の手續、機関を認定することにつきましては、教育内容・方法や、様々な専門的な観点からの審査が必要となることから、文化審議会国語分科会の下に審査委員会を設置するなど、有識者による審査を経る方向ということを書かせていただいておりますので、先生方から御意見いただければと思っております。専修学校等既に認可を受けた学校種もございます。制度的に担保されている事項については、国による認定の際に改めて図面等の書類を提出することを求めないように、負担軽減を行うという意味では配慮する必要があるということも書かせていただきました。以上です。

○西原座長

今の説明について議論をしていただくのですが、4つのことにフォーカスを当てていただきたいと思っております。1つは、学校や校舎がどうあるべきだというような、教育機関として持つべきシステムということに関する認定、もう1つが、教育そのものの内容、これは特に留学に関して始められているので、「留学」ということだけでもよろしいですが、教育のコースの内容についての認定、つまりプログラム評価の部分。それから、「就労」と「生活」についての側面。最後は、認定をどういう方法で行うかということ。この順序で御意見を頂けたらと思っております。まず10、11、12ページに係るところ、12ページの教育の内容・方法に関する評価までのところで、何か御意見がありますか。

○札幌委員

今の告示基準だと、日本語教育機関としての使命なり目標、目的というものが、かなり最初の方に出てくると思いますが、日本語教育機関としての使命、目的、目標は、人的、物的の体制の評価の方に入るのでしょうか。それとも、教育の内容・方法等に関する評価の方に入るのでしょうか。後者には、教育課程の目的、目標は扱われていると思っておりますが、必ずしも教育課程と、組織としての使命、目標は、同じレベルにあるものではないので、そうなってくると、組織としてのアイデンティティを表す言葉が、どちらに入るのか分からないので、お尋ねしました。

○西原座長

人的、物的な体制の評価に、その機関の教育目標が入るのか、認定の対象になるのかという御質問ですよね。

○伊藤国語課長補佐

現状示させていただいている事務局案でいいますと、3つに大きく分けていて、人的・物

的体制、それから座長の言葉をお借りしてシステムというのがございます。システム、いわゆるプログラムの前に、総則を最初に書かせていただいております、総則の最初に、3類型に係る日本語教育のどれか、もしくはそのうちの複数について、目的、目標を定めて、組織的な教育を行うこととしています。ここには札幌委員が御指摘いただいた教育課程も含むと思いますが、日本語教育機関が全体としてどういったことを目指しているのかということ、認定基準の範囲でもう少し具体化させていただいた上で、実際の審査のときには、各機関の特色を出して定めていただき、拝見させていただくことになるかと想定しております。

○西原座長

今の総論のところはそれにあたるだろうという説明でした。

○札幌委員

確認させてください。総則というのは、認定のシステムの説明とか、そこにある理念、背景みたいなものを説明しているだけで、ここには評価項目みたいなものは入らないのかなと、勝手に想像していたのですが、組織としての理念や使命、目標、目的は、総則のセクションで取り扱うと理解すればいいですか。

○圓入国語課長

認定機関、資格もそうですが、何を目標、目的とするのかということにつきましては、法律でもまず目的を書かせていただきたいと思います。日本語教育推進法で大きな方向性が謳われていますので、本日の資料にも書かせていただきましたが、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、以って我が国に居住する外国人が、日常生活や社会生活を、国民とともに円滑に営むことができるように、「留学」だけではない「生活」や「就労」ということも含めた大きな目的として、検討させていただいております。

今、御検討いただいているのは、法律の下でどのような教育課程を置くのか、その教育課程で教えていただくにあたって、どういった教員が必要なのかということで、基準を政省令以下で規定しますが、具体的な政省令のレベルも想定していただきながら、何を定めるかということで、10 ページ以降に総則、人的・物的な体制の評価ということで並べさせていただきました。通常は総則につきましては、人的・物的な体制や教育課程、そういったものの全体に係るような目的、目標も、検討させていただきたいと考えておりましたので、10 ページの最初のポツに、社会の要請に応じ、認定日本語教育機関の目的を達成するため、日本語教育機関が「留学」「就労」「生活」類型に係る日本語教育の適切な目的・目標を定めるということで、どのように定めるかまではまだ決めておりませんが、御意見をいただければということで、御提示させていただいております。総則につきましては、2つ目のポツで、最低基準ということも書かせていただいております。日本語教育の水準の維持向上であるこ

とも大きな目的だと思いますので、全体に係るようなことを総則に書かせていただいて、そのもとにどのような収容定員とするか、施設・設備、教育課程をするかということでの方法で、具体的に個々の御意見もいただければと思っております。

○加藤委員

財政運営に大きく関係してくる学校経営の観点から2点です。1つは、10ページの収容定員等の4つ目の「同時に授業を受ける生徒の数」ですが、例えば会話の授業であれば、もちろん少ない方がいい。だけれど、試験対策のようなものであれば、多くてもいい。そういった幅を持たせていただきたいということを確認させてください。1クラス当たりの教員の配置の数です。それはそのまま学校経営の収入の部分と関わってきますので、教育的観点と同時に大事な観点として考えていってほしいと思うところです。

○西原座長

定員がクラスの中で何人ということについては、もう少し柔軟な審査の方法があるだろうという御意見でしょうか。

○加藤委員

そうです。1つのパターンだけではなくて、いくつかのパターンを置いたらいいという意味です。

もう1つは、11ページの教員の3つ目です。「教員の数や授業担当時間数の上限について」ということで、現行が25時間となっていますが、授業の質の確保を考えると、順当な数があるんじゃないかという考えは考え方の1つではありますが、ただこれは本当に個人の教師の能力にもよるもので、置かれている学校のシステムなどによっても違ってくると思います。教師には生活がかかっている、そこがイコール待遇にもなっていくしますので、上限の数字で言うということ、今回のこの機会に再検討されたらいいんじゃないかと思いい見として申し上げます。

○西原座長

具体的に25とか言わないということですね。

○圓入国語課長

教育の質の観点から、恐らく上限を設けているのだと思いますが、実態としては、かなり無理をして先生方をお願いをされるケースもあると聞いていますので、目安として、全くなくていいかどうか。

○加藤委員

目安というのは、往々に一人歩きするものです。この 25 時間がまさにそうだと思っていて、先生の側からすれば、やはり時給いくらに対して何時間授業をして、いくら収入になるというところにリンクしてきますので、特に非常勤の先生たちを考えたときには、ここはどのようにしたらいいかということは、今後私も改めて意見を申し上げたいと思います。

○神吉委員

今の時間数等について同じ意見といいますか、教育の質と考えたときに、一律全ての学校の全ての授業が、同じ単位時間で進むというのは、決してトータルとして質が高い授業を提供しているとは言えないと思います。授業内容によって、3 時間ぐらいたとめてやった方がいいものもあるし、30 分で区切った方が質が上がるものもあると思います。そういう工夫を各学校がやっていくことで、質を維持して向上させていく観点が非常に重要だと思いますので、そういう観点からも、時間数や期限を具体的に出して、それを基準にすることには、私は反対というか、質の向上には少なくともつながらないんじゃないかということを懸念します。

もう 1 つ質問がありますが、全般にわたり「生徒」という言葉が使われていますが、これに違和感が非常にありまして、何故「学生」ではなくて「生徒」という言葉が使われているのか、教えていただけますか。

○伊藤国語課長補佐

これは学校教育法の世界ですが、「学生」というのは高等教育機関に対して使う言葉になっています。日本語教育機関が何にあたるかという議論はあるところだと思いますが、今は告示基準が「生徒」の方を使っていますので、それに合わせて一旦「生徒」という言葉を使っております。

○西原座長

何故「学習者」と呼んではいけないかということですね。

○佐々木委員

そのことは、私もとても気になったところです。やはり年齢を考えますと、告示校でも 90 パーセント以上が 20 歳以上で、「就労」や「生活」が入ってくると、大人なんですよ。「生徒」と呼ぶことによって、自立した言語使用者と見るという見方が弱くなる場所がありますので、これはぜひ「学習者」とか、何か別の、もっと自立性が出る言葉に変えていただきたいなと思います。

その前の 1 週間のコマ数も非常に気になっています。25 コマがどういうことを意味するかというと、今、調査で見ますと、日本語学校の平均時給は 2,000 円ぐらいが多いんです

ね。2,000円×25時間で1週間5万円。1年間で授業が行われるのが最低35週、多いところでも40週。そうすると、年間の給料がどれぐらいか分かりますよね。このような収入だからから、有能な若い人がこの分野に定着しないという、大きな問題があるわけです。かといって、時給を最低3,000円にしろと、日本語学校に言って、できる状況じゃありませんね。日本語学校は、トイレもちゃんと作らなくてはいけない、壁も厚くしなくてはならないといった色々な要求を出されるわけですから、日本語学校だけに時給の大幅値上げを押しつけるのは無理なわけです。そして教育的な見地からは、1日5コマで5日間というのはかなりきつい。そのことを考えると、もうちょっと別の枠組みを、非常勤講師の謝金と専任の給与について考えていかなければいけない。どうしてもこれだけは一言申し上げておきたい。

○西原座長

具体的な御提案はありますか。

○佐々木委員

無理かもしれませんが、公的な財源を登録日本語教員に用意するとか、質的な保証がされた機関には、研究費とか何かの名目で財源がいくとか、あるいは、生徒募集のときに、いろいろな方がコミッションの問題を挙げていらっしゃると思いますが、高額のコミッションを払わなくて済むようなシステムを考えていかななくてはいけないと思います。

○圓入国語課長

私どもも、先生方の人材不足という問題意識は、今までの会議でもいただきましたし、何故人材不足なのかということ、佐々木委員が仰った給与の課題ということで、今回調査結果を出させていただいたのも、そこに課題意識があるからということです。まず専門人材が足りない、質を確保されて、国家資格を有する方々に対して、光を当てていただいて、そういった方々が活躍できるような仕組みを、まずは作りたいと考えております。そういった趣旨で認定機関、それから、認定機関で働いていただけるような国家資格を有する先生方、その方々がさらにキャリア形成ができるような仕組みはどういうものなのか。恐らく研修なども必要だと考えておりますし、「登録」という言葉が分かりづらいと思いますが、国に登録いただいて、きちんとキャリアパスが描けるような支援は、継続して検討させていただきたいという意味で、登録をいただくという考え方が出てきているものですから、言葉だけではなくて、どのような人材育成が必要かということも含めて、次回は御議論いただけたらと思っています。

○西原座長

時間の関係もありますので、12ページから始まる教育の内容・方法等に関する評価とい

うことで、先程事務局が説明されたことに関して、表を見ていたのですが、例えば生活者、就労者が、達成すべき目標が参照枠のB1、大学入学の場合は、参照枠のB2というような具体的な教育の方法・内容に関する機関の達成目標が提案されており、これは文化審議会日本語教育小委員会の中で進んでいる方向性だと思いますが、そのことを含めて、教育内容に関する評価をどういうふうにと考えたらいいかという御意見をいただきたいです。

○西村委員

ここで話すべきか、ずれているかもしれませんが、専門学校などの場合、専門教育を持っているので、教育内容の質の向上の一環として、日本語教育だけではなくて、日本語以外の専門も教えられるコースの認定もあると、非常に学習者にとって幅の広い教育が行われるのではないかと思います。そういうコースも含めて評価する形ができると、それぞれの設置形態に応じた特色も表れて、いいのではないかと思います。例えば告示基準であれば、760という日本語教育の最低のラインが時間数としてあると思いますが、専門学校の場合は800時間となりますので、800時間を超えて教えている学校もたくさんあります。760を超える部分に関しては、専門教育の教師による教育もお認めいただいて、専門教育の橋渡しの教育を行ったり、場合によっては先取りで単位を取れるという制度も認めていただくと、学習者にとって非常に効率のいい教育ができて、制度として評価するに値するものになるのではないかと思います。ぜひ御検討いただきたいと思います。

○西原座長

認定の対象となる機関の設立の形態によっては、日本語教育の目標のみでない教育の目標があるわけなので、機関のタイプ別ということにも配慮した教育内容の認定があつてほしいという御意見でよろしいでしょうか。

○西村委員

仰るとおりです。大学の別科とも近い発想かと思います。

○大日向委員

教育課程、「留学」の類型について申し上げたいのですが、「留学」類型の機関であっても、当該機関に留学生として入学する者の目的は多様であるとありまして、教育課程の目標は、多様なあり方が認められるものとする書かれています。これについては異論はございません。ここでは、教育機関が備えるべき教育課程について述べられていますが、その際に教育機関は教育課程は当然備えなければならないですが、学習者はその中で、自分の都合に合わせて履修することもよくあります。例えば、2年間でC1レベルに到達する教育課程があつたとして、履修期間を1年にするとか、または到達目標レベルB1程度を希望する学習者もいます。認定基準を作る際にそのような学生も受け入れられる教育課程に対しても一

定の配慮が必要だと思います。

もう1点、自立的な言語使用ができるということで、日本語教育参照枠で示されたB2以上の日本語能力を設定する課程を1つ以上設置するということですが、これについても異論はございませんが、やはりこれは告示基準にはないですが、入管庁では日本語教育機関の教育課程は概ね2年以内とするという内規があるようです。例えば到達目標を決めるときに、現在、非漢字圏の学習者が増加している現状を考えたときに、今まで通り入管の内規にそった2年を上限とする教育課程でいいのかどうかといったことも検討すべきであると考えています。以上2点です。

○西原座長

年限は廃止すべきと仰ったのでしょうか。

○大日向委員

年限の廃止ではなくて、入管庁は、教育課程について概ね2年という内規を設けているのに対して、今度、B2以上ということ必ず作るという基準が設定されるときに、これが妥当であるかどうかという議論が必要だという意味です。

○札幌委員

現状の日本語教育の様子を見ていると、教育課程の話をするとき、初級、中級という言葉でクラス設定をしていることが多いと思いますが、この認定基準で目立つのはB2とかB1、参照枠の基準で表現してほしいということですよ。そうすると、何かそこに読み替的なものをつくっておかないと、実は今、初中級の定義も実際にはブレてたりするので、教育課程について、審査委員が審査するにしても、人によってそこがブレてしまわないように、参照枠の用語で教育課程を表現してほしいと働きかけることと、そのために今の多くの人の頭の中にある初中級、中級というレベル別の用語、その関連性みたいなものを、どこかに明確に表示しておく必要があるのではないかと思います。

○西原委員

そのことについて、伊東委員と加藤委員から御意見を伺いたいです。

○伊東委員

札幌委員が仰ったように、教育の多様化、学習の目的の多様化を考えると、1つの基準だけで終始するのはやはり窮屈になるだろうと思います。従って、私は総則も含めて、自らの教育理念を明確に掲げ、それを達成したかどうかの自己評価をすることによって、教育機関の質が良か否かというところを測るというような、外的基準に照らし合わせてという図式ではなくて、自らの教育目標に照らし合わせて、どれだけ満足度の得られる教育が行わ

れたか、学生評価も併せて評価するという柔軟性、多様性という視点でつくられた方が良いのではないかと思います。

○西原委員

社会的な到達目標と並行して、第二の審査基準として、その学校が理念に沿った教育を達成しているかどうかという項目を設けるという御意見でしょうか。

○伊東委員

柔軟性を加味した形でという意味で、1つの基準にとらわれず、それ相当か、あるいはそれに準ずるといような選択肢を構造的に入れてはどうかという意味です。

○西原座長

分かりました。札幌委員がさっき仰った初中級、上級みたいなことも含めて、札幌委員は置いておいた方がいいという御意見でしょうか。

○札幌委員

参照枠を、この後どれぐらい表に出していくかということと、今の教材の作成を見ていると、日本語教師の方が初級、中級という概念を捨て切れないうらな、置き換わるには何年かかるかなという不安があるので、もし参照枠をこの後利用推奨するなら、かなり早い時期に、初級は大体このレベルといううらな、換算スケールみたいなものをどこかに表示しておかないと、審査する人間もそこの基準がブレてしまうのではないかなといううらなは、ちょっと不安に思いました。

○加藤委員

確かに初級や中級という言葉を一般的に使っているのではないかとはい思いますが、CEFRが出てきた段階で、日振協もそうですが、10数年前からCEFRの勉強をずっと続けてきました。その中で自分たちは世界基準の中にあらねばならないという認識を、全部の学校かどうかは分かりませんが、これから認定されるうらな学校たちは考えてきたと思います。そして今回、CEFRだとカバーできないところが、日本語教育の参照枠という形で出てきたと認識して、同じ日本国内でも同じスケールを持つといううらなは重要だと思っています。これを機にその考え方でいくといううらなは、日本語教育を語学教育の1つとして位置付けていくためにも必要だと思うので、1つの物差しの方うらなは行くのが、意味のあることではないかと思ひます。

○西原座長

欧米諸国、色々な国を見ても、B1が労働ビザを出す基準になっているところが非常

に多いです。世界中の先進地域の大学は、B2が大学入学の基準に定着しつつあります。国際交流基金が一度参照枠と日本語能力試験の連環調査を行いました。日本ではN1合格が、入学の目安になっていたことが多いですが、連環調査の中では、N1はB2相当となっていて、これまで日本の大学で行ってきたことが世界と肩を並べたということになっていくと思います。加藤委員が仰ったような、そういう感覚で達成目標や教育課程の達成度を見ていく場合に、新しい日本語教育の参照枠というのが、今は検証中だと理解しているので、検証が終わればそれが確定されたものとして世の中に出ていくということではないかと思いますが、ここは委員の皆さま方にもいろいろな御意見がおありで、いきなりというのはどうかということ、多分仰られたのではないかと思います。

○圓入国語課長

もし法律が公布されても準備期間が必要だと考えておりますので、施行が2年になるのか、3年になるのか、議論いただいた上で決まっていくことかと思いますが、私どもの方としては、先程札野委員が仰いましたが、日本語教育参照枠の理念から実践まででいうと、触れていただけていない先生方に対して、どうするのかという問題意識がございます。そういう意味では、研修事業というものを、令和元年に方向性がいただけましたので、日本語教育参照枠を念頭に始めておりまして、日本語教育参照枠を前提にした研修など、これからも支援を続けていきたいと思っています。また日本語教育参照枠につきましては、文化審議会の日本語教育小委員会の方でも、手引きをまとめていただいているところですが、手引きをより多くの方に周知させていただくために、研修会やいろいろな場面で御紹介したいと考えておりますし、参照枠を踏まえて、「留学」「就労」「生活」のモデルカリキュラムの開発、普及ということで、新規の事業を今年度から開始させていただいております。

国際通用性ということでは、CEFRを参考にしながら、日本語教育の特性を踏まえた、今回、参照枠を目安ということで策定をいただきましたものと、先程大日向委員も仰いましたが、学習者目線ですと、参照枠のような学ぶ目標を立てやすくする、それから指導する方々も指導の目安としていただけて、評価の中でも活用していただくという1つの基準だと考えておりますので、まだまだこれからという要素はあろうかと思いますが、法律や制度だけではなくて、色々な施策の中でこちらも普及をしていく取り組みをしたいと思っていますので、そういったことも併せて御意見いただければ、今後の参考にさせていただきたいと思っています。

○田尻委員

多様性という形で日本語教育機関を見ていくのは、大変大事ですが、方向性ということを見ると、日本語教育の質の維持向上のために、教育機関に対するある種の枠組みのようなものを、方向性としてそれは認めておかないといけない。多様だからそこは手をつけないということではないと思うので、多様性は認めつつ、しかし機関の形については、質を担保す

るということは、1つの目安をつけなければいけないのではないか。なんとなく多様性のままでということになってしまいそうだったので、そこはこの委員会としては、私は方向性をつけておきたいと思っています。

○西原座長

もちろんそうだと思います。

○田尻委員

それが1つと、もう1つは質保証の問題が関わってきて、前回山口委員から、今のままの質保証を放っておいたのでは、なかなか質保証を理解されていないということがあったので、質保証の項目、これこそ認証評価の専門家が入っておられるので、こういうのをきっちり使っておかなきゃいけないのではないかという方向性はつけておきたいと思っています。

○西原座長

そのために今、議論をしていると私は理解しております。認定が始まりますと、理念ということ、教育課程ということについて、はっきりしたベンチマークをつけて、1から10までパスしたかしないかという感じになるわけですね。そのためには1から10って何なのか。クリアしなければならぬポイントは何なのかということをはっきりできていないと、認定というものは始まらないということになるかと思いますが、そういう御意見かと伺いました。

「留学」だけでなく「就労」、「生活」についても、御意見を伺いたいと思います。

○神吉委員

資料14ページ、2つ目のマル、「他方で、就労や生活類型の機関については、学習者が毎日まとまった時間の学習を行うことが困難であることや、学習者の目的が多様である」とありますが、これは前提がおかしいのではないかと思います。毎日学習できた方が質が上がるわけですから、毎日学習できる制度を作るべきだし、それを前提にこの議論をしていく必要があると思います。それから、学習者の目的が多様なことと、教育機関としてのあり方が多様であることは、若干違うと思います。その議論を混ぜてするのは危ないのではないかと思います。

関連してもう1つありまして、12ページの下にもありましたが、在留管理について「留学」については行われる作業が、「就労」や「生活」では不要であるというのがありますが、これは教育の質の観点から必要であれば、どの類型でもやるべきであるし、教育の質の観点から不要なものであれば、どの類型でもこの議論からは外すべきだと思いますが、そのロジックがよく分からないので教えていただきたいと思っています。

○西原座長

どうあるべきという御意見でしょうか。

○神吉委員

それがどうあるべきかは、私は分かりません。質を維持するためであれば、どの類型でもやるべきだと思いますし、質の維持に関係ないのであれば、どの類型でも必要ないというのが、私の意見です。

○圓入国語課長

「就労」や「生活」につきましては、毎日勉強できる制度を基本に考えていただくということは、もちろん念頭にあるのですが、これまでのヒアリングや、地方自治体の皆さまからいただいたアンケートの中でも、生活者、就労者につきましては、毎日1つの学校に通って、日本語教育を学び続けることが困難な状況が多いのではないかとということで、もう少し柔軟にという御意見がございました。例えば、週何時間でも達成目標ということで、参照枠のB1とかA2ということが掲げられている中で、集中的に学びたいこともあります。働きながら勉強するような環境に合わせた授業方法も考えていただきたいという御意見を踏まえて、少し分かりづらかったと思いますが、こういう表記になっております。もう少し丁寧に書かせていただければと思います。こちらにつきましては、教育の内容の他に、授業形態ということでは、もう少し先生方から、現状を踏まえた御意見をいただければと考えております。

2点目につきましては、教育の質の関係で必要であれば、ぜひこのようにということで、方向性につきまして、先生方から御意見をいただきたいと思っておりますので、12ページ以外にも少し書かせていただいておりますが、ここについては、さらに改善していきたいと思っておりますので、こうあるべきという御意見もいただければと思います。宜しく願いいたします。

○西原座長

本日は、浜松市から石坂委員の代理で鈴木様が来ていらっしゃいますが、地方自治体として日本語教育を推進するときに、地方自治体立日本語学校のような形、つまり毎日みんなを集めて、何時から何時まで授業をするというようなことは、可能な形態になりますか。浜松市だけに限定してお答えいただいてもいいのですが。

○鈴木 石坂委員代理

先程事務局の方が仰ったように、学習者の方の環境が、やはり生活者であり、勤労者であるものですから、景気によっても日本語学習教室に学びに来る・来ないが左右される場合があります。御本人のバックグラウンドによっては、日本語学習が続けられないこともあるの

で、教室は毎日開いているけど、学ぶ側に対して強要するというより、生活者である日本語学習者に学習プログラムをきちんとした形で提供できるかということになります。生活者であると同時に、勤労者でもあるので、日本語の学習をする外国人の方は、職場の状況や経済情勢によって、学習できる、できないが左右されます。景気が悪いときは、日本語の学習意欲が高まり、景気が良くなると、やはり日本語を覚えるよりも、非正規雇用の場合はその時間を使って働き稼ごうとする場合が多いです。我々の立場ですと、毎日学びに来てくださいというのは、言いにくいところがございます。ただ、「いつでも学びに来ていいよ」「もう一度学び直しができるよ」という日本語教室の運営は心掛けていきたいと思えます。

○西原座長

加藤委員は就労者に対する教育も、学校でやってらっしゃいますよね。今の観点で、インターカルト日本語学校の場合でよろしいですが、いかがですか。

○加藤委員

理論的には、神吉先生が仰ったのは、本当にそのとおりだと思いました。ですが、現実のところをいうと、就労者が毎日授業を受けに来るという環境にはないので、前提としてはそうであるということを持ちつつ、だけれど週に2回の場合にはこんなふうであるというような形でいくということかなと思ひながら、聞いておりました。

○佐々木委員

私の知っている例ですが、生活者に対する日本語教育ですが、そこは1人の人が、こういう勉強をしたいと来たときに、徹底的にニーズを聞いて、その人に合ったプログラムを作ります。1週間にたった1コマです。何故かという、その生活者は生活を持っていますし、子供も育てないといけないと色々あるわけですから、1週間に1コマですが、クラス外で何ができるかというのを、きっちり計画しておいて、1週間経ったら、その生活者の方と先生とで擦り合わせをし、また最終ゴールに向かって次の1週間を考えていくという、ニーズに合ったプログラムを作っています。

これはある日本語学校の例ですが、ビジネスコースを持っていて、ビジネスの方、1週間1回2コマしかないですが、御本人、ビジネスパーソンと、それを頼んできた会社の研修担当の方と擦り合わせをやるわけです。例えば1か月のプログラムを作って、これで納得するかどうかというのを徹底的に擦り合わせをやって、それで良かったら、じゃあ次の1か月という形で、スモールステップで達成していく。1週間で2コマでも、確実に目標達成があって、自分で自分の進歩が実感できますから、成功しているプログラムだと思います。これは質保証に値するプログラムではないでしょうか。

○浜田委員

実例ではないですが、神吉委員の発言の、毎日学習するのが基本だというのは、実は日本語教育小委員会の委員からも、そういった意見が出ています。恐らくヨーロッパ等の移民の受け入れを積極的に行っている国では、例えば失業給付をしながら、毎日その国の言葉を学び、就労に就くという、その就労の支援までしているシステムがありますので、そういったものと比べると、毎日来ないことが前提になったシステムはいかかなものかという意見が、日本語教育小委員会からも出ていますが、先程何人もの委員からありましたように、やはり日本の今の現実から見ると、一足飛びにそこに行くのは非常に難しいのではないかと、また、ヨーロッパの場合、そのように手厚くはされていますが、反対に試験に合格できなければ、言語の能力が獲得できなければ、ビザの更新ができないという非常に厳しい制度でもあります。ですので、日本としてどのような制度を作っていくべきなのか、あるいは、毎日来ないということが、毎日勉強しないということと同じではないわけですから、今、学習形態も多様化している中で、今後どういう在り方がいいのかということを考えていくための、今、とば口に立っているのではないかと、私自身は思っています。ですので、具体的な文言の提案としてこういう方向性がいいのではないかとするのはないですが、長期的にこれから考えていかなければいけないということを、この中に文言として盛り込んでいただきたいというのが私の希望です。宜しくお願いいたします。

○西原座長

認定ということが目下私たちの喫緊の課題になっています。そうすると認定するためのチェックポイントを作らないといけないわけです。その時に、ヨーロッパのようにはいかないということですが、どういう認定基準にしておけば、今の私たちの社会の就労の現状に合った認定ができるのでしょうか、教育機関に対して。

○浜田委員

1つは参照枠のB1という具体的な目標がありましたので、いかにしてB1の到達を実現するかという、そこが中心になってくるのではないかと思います。留学の場合のように、教師の時間数や、1週間当たりの授業時間で縛るということは少し難しいかと思いますが、とにかく今は判断できる材料がありませんので、その意味ではここに既に実績のある機関にまず認定を受けていただくという方向性で行くしかないのかなと思っています。ただ、今回の認定基準というのは、あくまでも一時的なものであって、今後より良いものに改善していく必要があるということを、ここにも明記をしていただきたいということです。

○神吉委員

皆さんの御意見も伺いましたが、やはり認定をするのであれば、基準は基本的には統一すべきだと思います。もちろん多様性はありますが、教育機関としてやるべきことと考

えたときには、認定基準は統一だと思いますし、それに満たないのであれば、今、認定に値するところがないんだということで、私はいいのではないかと考えています。

○西原座長

先程仰っていた一定の期間、定期的に教育をしているべきだということも、認定基準の1つと考えていらっしゃいますか。

○神吉委員

はい。期間はいろいろあると思います。そこはまさに多様性だと思いますが、何らかの基準は必要だと思います。

○西原座長

さっき浜松市が「とにかく店は開けています」と仰いました。これは認定基準をクリアすることになるのでしょうか。だけど、来たり来なかつたりする。

○神吉委員

まずは教育機関として、機会を保障しているのが非常に重要なわけで、そういう意味でこれは認定の対象になると思います。逆に、日本語学校が出席管理等をするのは、在留に関わることですので、それは認定の議論から外していいと思います。あくまでも教育機関が質を高めるために、どう努力するかということなのです。

○西原座長

教育内容のことではないですね。出席というのは。

○田尻委員

参考資料3の19ページ、日本語教育機関の習得レベルについて、大学が参照枠のB2だとすると、全体的な尺度の中に、別科が入っていますが、ぜひここに、「生活」「就労」をどこに位置付けるかということも入れておくと全体のイメージが共有できるかなと思います。

○西原座長

今、それは参照枠のB1ということで話が共有されて進んでいるかと思っています。

○田尻委員

それを習得レベルのB1のところに書いていただければということです。要するに、この表が一人歩きしないために、日本語教育機関が関わるとすれば、「生活」「就労」はB1だということを、この表の中に入れてほしいということです。

○西原座長

そうなっていると思います。

○佐々木委員

認定の基準のことですが、B1 といったことではなくて、生活者の場合でも何の場合でも、教育の内容というところで、基準として、学習ニーズをどのように把握しているかという質問に対する答え、そのニーズに沿って学習設計をしているかということに対する答え、この基準で機関が質を保っているか、いないかというのは分かると思います。それが教育内容の基準の1つの項目です。

○西原座長

コースデザインの質ということですよ。続いて、審査をどうすべきかについてお願いします。

○西村委員

少しずれた話になってしまいますが、今までの話をずっと聞いていて、キーワードは教育の質をいかに維持するかということだと思って聞いておりました。その中で「留学」に関しては、さまざまな設置形態の学校がありますが、考え方として、全ての機関が学校法人を目指すということもあっていいのではないかと思います。話を聞いておりました。今まで学校法人というのが、大きい枠組みで教育機関として評価されてきていますので、今すぐということは非常に難しいと思いますが、将来的に、学校法人、各種学校、専修学校といったものを、日本語教育機関、「留学」に関しては目指すというのも、1つあってもいいのではないかと聞いておりました。

○西原座長

つまり株式会社ではなくて、ということですか。

○西村委員

そうです。株式会社の学校がたくさんあって、いい教育をされているのもよく分かりますが、設置形態の違いについては、学校法人となることを、将来的に目指す方向性があると、教育の質の維持向上につながるのではないかと思います。

○西原座長

それは認定基準の1つとして考えるのではなく、ということでしょうか。

○西村委員

そうです。ここで言う基準とはちょっと離れますが。

○山口委員

認定制度のあり方にも関わってきますが、今、私たちが議論しているのは、従来の告示基準の改定ではないわけですよ。

文部科学大臣が認定する機関としての基準ですから、構成や項目だけではなくて、認定日本語教育機関の目指す方向というものも、ある意味示すべきではないかと思います。学校法人化というお話がありましたので、そこ関係すると思います。法務省告示の日本語教育機関、すなわちこれから想定される類型「留学」の機関の大半は、学校あるいはここに準ずる形態で運営されていると思います。そういうことから、学校教育法に位置付けできる水準は、目指すべきであると思います。総則にある認定基準は、あくまで最低基準であるという部分、私はこれを拡大解釈すべきではないと思っています。むしろ、学校教育法に位置付けできる最低基準という考え方を取るべきだと思っています。ただ、現在は学校教育法上の位置付けのない機関が多数あります。それは事実ですが、希望する機関に対して、国が指導あるいは支援を行って、留学類型の日本語教育機関が将来は法律上の学校、具体的にいうと、各種学校として運営していくことを目指す、そういう方向を示すことが必要ではないかと思います。

先程学校法人化のお話をされましたが、各種学校は学校法人でなくても可能なわけですから、まずそういうのを目指すのはいかがかだと思います。併せて、将来的には教育の公益性、あるいは継続性、安定性の面からも、設置野は学校法人が望ましいと私も考えます。

○西原座長

はい、ありがとうございました。これは、この有識者会議の提言の範囲はちょっと外れると思いますが、そういう御意見が出たということは、議事録に掲載するということで対処させていただきます。最後に、認定の手続きですが、ここには文化審議会国語分科会の下に、審査委員会を設置するなど、有識者による審査を経る方法で検討するとなっていますが、これには基本的に御賛同いただけるのでしょうか。

○圓入国語課長

もう少し補足させていただきますと、教育の質の確保ということで、1つの目安として、何か確認をいただく観点ということでは、今回報告書としてはとりまとめさせていただきましたと考えておりますが、教育課程の内容や方法や、コースデザインのお話もいただきましたが、御知見のある専門家の先生方にしっかり見ていただく場を設けさせていただいた上で、行政としてもそれを受け止めて、様々な改善や質の維持向上、場合によっては良い取り組みということで御意見いただきましたら、積極的にアピールしていくということで、専門

家の先生方の場を、審議会というような場でしっかり作らせていただいたらどうかということで、御提案させていただいておりますので、その点から何か御意見があればと思います。

○西原座長

川口委員、前田委員は、機構に関係していらっしゃるわけですね、有識者会議ではなく独立した審査機構という形です。今までの議論をお聞きになっていて、川口委員は、日本語教育の世界で、このようなことを行う審査の媒体としては、どういうものであるべきだとお考えでしょうか。

○川口委員

大学の審査の中には、例えば認証評価、少なくとも大学改革支援・学位授与機構の認証評価に関しては、大学の中の別科に関しては、対象外になっています。それから、国立大学法人評価も何回かやりましたが、大学自身が中期目標、中期計画の中に、別科について特別な言及があれば、当然自己評価を求めて、それに対して評価をする必要がありますが、私の今までの経験では、そういうことがあがってきたことはありませんでした。伊東委員もいらっしゃるかもしれませんが、例えば秋田の国際教養大学のように、正式な課程として日本語関係のことがあれば、それはもちろん評価対象になっていますが、大部分の別科は恐らく評価対象とはなっていないと思います。基準協会のことは、前田委員にお聞きいただければいいと思いますが、日本語教育に関しては、特に別科の中でやっているものに関しては、恐らく今まで機関として評価はしていないと思います。

○西原座長

そうなのですが、川口委員の御意見として、ここから私たちが有識者を擁して、日本語学校及び別科も含めて評価をしようとしているときに、今のところでは、文化庁ないし文部科学省が招集する有識者会議で評価をしようとしています。川口委員から客観的に御覧になって、それで済ませてよいと思いますか。それとも、第三者的な別の機関が存在するべきだとお考えになりますか。

○川口委員

まず認定に関しては、ミニマムリクワイアメントがあって、それで認定するわけですから、これは文化庁なり、然るべきところの審査をやればよいと思います。ただし、それで済むかということ、神吉委員が仰ったように、少なくとも認定ということは、ミニマムリクワイアメントだと私は考えていますので、その上で第三者が、それをベースに然るべき学習がちゃんと実施され、その質の改善が図られているかということ、第三者評価機関が見るべきではないかと考えております。

○前田委員

現実的に考えますと、どれぐらいのところが認定を受けようとするかという問題があると思いますが、第三者機関を独立してつくと、相当費用がかかるので、そこが独立して運営していくのはものすごく大変で、現実的にできるのだろうかと思いました。もちろん、全く文科省から離れた第三者がやるのがいいのかもしれないですが、審査員を透明性・公平性を持って選ぶとか、利害関係にある人を絶対排除するとか、そういうことがきちんとしていければ、この案のやり方でもいいと思います。

○西原座長

そういうことを伺えて、大変嬉しく存じます。それでは、15 ページから 16 ページにかけて説明いただいた上で、最後のディスカッションにしたいと思います。

○圓入国語課長

認定を受けた日本語教育機関に関する情報の公表ということで、前回までの議論も踏まえてまとめたものでございます。具体的な公表項目等ということで、別紙に新たに書かせていただいておりますので、御意見をいただければと思います。

16 ページは認定された日本語教育機関の評価です。今、第三者評価機関の話がございましたが、こちらではまず自己評価について、現状も求められてはいますが、各機関におかれましての対応状況に差があるということも分かりましたので、まずは自己評価をしっかりしていただくことを前提に、第三者評価につきましては、もちろん望ましいとは思いますが、義務ではなくて、努力義務的な対応としてきちんとアピールもしていただくような建て付けで、最初はスタートさせていただければどうかと考えております。

16 ページの（５）では認定基準に関する経過措置について記載しております。法律が公布しましても、すぐに施行ということではなくて、何年か準備期間を置かせていただきたいと思います。2年後、3年後から認定を開始することになりますと、次回の議論になりますが、国家資格を有する教員の確保や、認定にあたりまして、制度当初は準備をしていただくことが必要かと思いますが、経過措置期間は必要かと考えておりますので、これについても記載をさせていただければということで、御意見を頂戴したいと思います。

○西原座長

15 ページの基本的な考え方、公表に関しては、いかがでしょうか。別紙2に書いてあるものですが、評価に関する方向性の素案として、こういうようなことがあるのではないかと。自己評価を義務化して、結果を公表し、それを社会というのが、学習者、地域、海外等ということになって、最初に配られた建て付けの全体の表のところにも、公表というのが一番下にあったかと思いますが、公表ということ、誰がいつどこでやるのか、そういうことだと思います。審査があって、その結果が出たときに、自らもちろん公表していいわけですね。

例えば審査をした母体である、この場合は文部科学省だったり、文化庁だったりするところが、審査結果をどのように公表するかというのは、またもう1つの問題だと思いますが、情報公表に関しては、おつもりがありますか。どういうふうにしようと思っているのか。

○圓入国語課長

認定機関での情報公表については、教育機関自ら教育や組織、運営の状況について、継続的に点検・評価するという質の保証ということで、どのようにするかということです。

○西原座長

まず、今回受かったぞと言えるんですね。

○圓入国語課長

そうです。認定された後のことも考えて、定期報告なども検討させていただいているということで、別紙2の方には、認定時や変更届時の情報公表の場面と、定期報告の場での公表、社会全体に対して情報提供していただくということをもって、少し段階分けて別紙2ということで、お示しさせていただいております。併せて、認定されましたら、多言語で国も関わらせていただいて、発信をしていくという建て付けにしていきたいと考えております。本日は素案としての項目をたくさん並べさせていただいておりますので、その辺りも含めて、御意見いただければと思います。

○西原座長

JIS マークが、言語教育の機関についてあって、例えば加藤委員のところは、JIS マークも獲得していらっしゃいますよね。JIS マークがもらえるということがあるとすると、例えば今回認定された機関は、何かの印を自分のホームページに付けることができる。それは海外から学習しようと思ってくる人たちに対しては、ある種の質の保証、ここに行っても大丈夫だねというマークになるということと同時に、それを更新した場合に、自ら2つ目のマークを付けるということでしょうか。

○圓入国語課長

マークは文部科学大臣が定めるマークということで1回だけです。その後、認定の後の変更届出もありますし、情報公表の場合、定期報告の公表もしていただければと。公表する項目につきましては、募集の実施状況や、教育課程の活動内容や、少しずつ変更されることもあろうかと思いますが、基本的な最低限のことを公表させていただいて、かつ、我々もアピールということで発信もさせていただくということです。

○西原座長

反対することはできないんじゃないかと思いますが、何か御意見はありますか。

○佐々木委員

反対することはもちろんできないどころか、とてもいいことだと思いますが、無味乾燥とした、ただデータが並んでいるというのではなくて、この学校の売り、特色とか、そういうものも短く書いたものが、信用ある学校として並んでいると、海外のエージェントにとっても、日本に留学しようと思っている人にとっても、魅力的なわけですよ。「この学校、ちょっと興味がある」と思えば、その学校のホームページに飛べばいいわけで、ぜひ認証を持つことでメリットがあるということを考えて、公表をお考えいただければと思います。

○加藤委員

まさにそうだと思います。今のような形ではなくて、学校の姿が本当に見えるような形での公表、今回のこの議論が、問題があるところをどうにかしなければというところに立っていることはよく分かっていますが、一方で、認定され、さらにそこから第三者評価を受け、さらに何をというところが、きちんと評価され、そこにメリットがあるような制度になっていかなければならないと思います。そうでないと、それはやっても仕方がないということになってしまいます。下をどうにかすると同時に、ちゃんとしているところが評価され、メリットを得られる形にと強く思います。

○山口委員

私もこれに大賛成です。これまで告示校というのは、学校名と所在の都道府県しか知ることができませんでした。どんな学校かというのは全く分からない。その点、ここに示されているものが公表されるのは、非常にいいことだと思いますから、これは進めていただきたいと思います。定期報告の公表について1つ細かいところですが、私は引っかかるところがございまして、入学者数の欄ですが、修了者数、中退者数がありますが、これは考え方を変えていただかないと非常に困ると思います。つまり、修了すること、最終まで行くのが大切なのではなくて、学習者の必要とする水準に達すればそれでいいわけです。今のこのやり方ですと、大学院に決まりました、だから日本語学校をやめますという、中退者数に入ってしまうので、そういうことのないように、修業年限という考え方も関わってくると思いますが、この辺りについてまたいいアイデアを出せたらいいなと思いますし、ぜひ考えていただきたいと思います。

○西原座長

これでちょうど時間になりました。議事次第としては議題1をクリアして、時間があれば雑談にあたる議題2があれば良かったのですが、第3回はこれまでとさせていただきます。

と思います。長時間にわたり、非常に建設的な御意見を頂戴できありがとうございました。
本日の会議は終了とさせていただきます。

○圓入国語課長

次回の会議については、9月中旬頃を予定しております。開催日が確定しましたら、改めて御連絡させていただきますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

○西原座長

それでは第3回の有識者会議を、これで終了とさせていただきます。御協力ありがとうございました。